

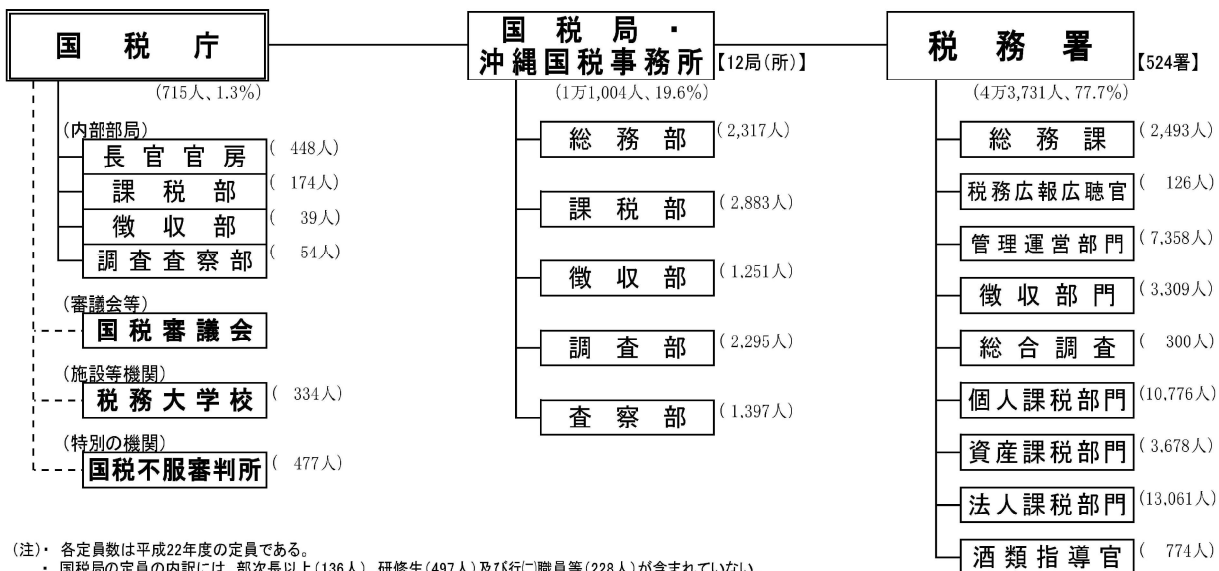
～元国税調査官が語る～ 相続税のウラ話し

税理士法人WEST BRAIN

<http://www.westbrain-tax.com>



国税庁の機構図



平成22年度 各国税局の定員と税務署数

(単位:人、署)

局(所)名	札幌	仙台	関東信越	東京	金沢	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
定員	2,210	3,240	6,145	15,745	1,347	6,141	9,491	3,217	1,651	2,527	2,062	462
署数	30	52	63	84	15	48	83	50	26	31	36	6

(注) 1. 上記の定員は、国税局及び税務署の定員の合計である。
 2. 上記の定員のほかに、研修生の定員(497人)がある。

■令和4年度税制改正大綱

「今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。」

■世間での贈与税改正論議について

- ・ 令和3年度に引き続き大綱に「検討を進める。」としか謳われていない
- ・ 大綱の前文に、贈与による「経済の活性化」が謳われている
- ・ 徴税コストという視点の欠如
- ・ 贈与税の時効という視点の欠如

目次

- I. 相続税とは
- II. 相続税専門の税理士
- III. 相続税の調査

税理士法人WEST BRAIN

大阪支店

〒530-0003

大阪市北区堂島2丁目1-27 桜橋千代田ビル4階

TEL:06-6110-5409 FAX:06-6110-5419

税理士 内田 誠

I 相続税とは

© 税理士法人WEST BRAIN



I-1 相続税の課税割合

区分 年分	死亡者数・課税件数等		
	被相続人数(死亡者数) ①	相続税の申告書の提出に係る被相続人数 ②	課税割合 ②/①
平成 4	856,643	54,449	6.4%
5	878,532	52,877	6.0%
6	875,933	45,335	5.2%
7	922,139	50,729	5.5%
8	896,211	48,476	5.4%
9	913,402	48,605	5.3%
10	936,484	49,526	5.3%
11	982,031	50,731	5.2%
12	961,653	48,463	5.0%
13	970,331	46,012	4.7%
14	982,379	44,370	4.5%
15	1,014,951	44,438	4.4%
16	1,028,602	43,488	4.2%
17	1,083,796	45,152	4.2%
18	1,084,450	45,177	4.2%
19	1,108,334	46,820	4.2%
20	1,142,407	48,016	4.2%
21	1,141,865	46,439	4.1%
22	1,197,012	49,891	4.2%
23	1,253,066	51,559	4.1%
24	1,256,359	52,572	4.2%
25	1,268,436	54,421	4.3%
26	1,273,004	56,239	4.4%
27	1,290,444	103,043	8.0%
28	1,307,748	105,880	8.1%
29	1,340,397	111,728	8.3%
30	1,362,470	116,341	8.5%
令和 1	1,381,093	115,267	8.3%
2	1,372,755	120,372	8.8%

- (備考) 1. 「被相続人数(死亡者数)」は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計情報」による。
2. 下線の年分は、基礎控除又は税率構造に改正があった直前の年分である。

© 税理士法人WEST BRAIN

出典：国税庁「統計情報」

・基礎控除 $3,000万円 + 600万円 \times$ 法定相続人の数

・相続税の速算表

民法に定める相続分（法定相続分）によりあん分した額を下表に当てはめて計算した各相続人の税額を合計したものが相続税の総額になります。

各法定相続人の取得金額		税率
～	1,000万円以下	10%
1,000万円超	～ 3,000万円以下	15%
3,000万円超	～ 5,000万円以下	20%
5,000万円超	～ 1億以下	30%
1億円超	～ 2億円以下	40%
2億円超	～ 3億円以下	45%
3億円超	～ 6億円以下	50%
6億円超	～	55%

・配偶者の税額軽減

法定相続分又は1億6,000万円まで相続税は課税されません

近畿圏では1割が申告することに

		改正前【平成26年分】 (死者数に占める割合)	改正後【令和2年分】 (死者数に占める割合)
全 国	課税対象となる 死者数	56,239人 (4.4%)	120,372人(8.8%)
	申告対象者 (課税ゼロを含む)	73,134人	153,023人
大阪局	課税対象となる 死者数	9,635人(4.8%)	19,470人(9.0%)
	申告対象者 (課税ゼロを含む)	12,191人(6.1%)	24,210人(11.1%)

国税局別被相続人の数（令和2年分）

（単位：人）

国税局	課 税 価 格 階 級													合計
	5千万円以下	5千万円超	1億円超	2億円超	3億円超	5億円超	7億円超	10億円超	20億円超	30億円超	50億円超	70億円超	100億円超	
札幌	606	1,789	720	156	104	26	19	10	3	-	-	-	-	3,433
仙台	1,151	3,174	1,374	308	161	36	13	14	2	1	-	-	-	6,234
関東信越	4,095	10,104	4,294	983	561	174	109	79	12	4	2	-	-	20,417
東京	13,706	21,057	10,754	2,823	1,799	682	388	388	88	30	7	4	8	51,734
金沢	519	1,721	699	136	80	20	13	5	1	-	-	-	-	3,194
名古屋	4,228	10,609	5,008	1,169	683	189	115	70	7	2	1	-	5	22,086
大阪	4,807	11,076	5,509	1,417	852	255	131	120	26	10	2	1	4	24,210
広島	1,387	3,995	1,610	325	185	48	21	24	-	1	-	-	-	7,596
高松	754	2,158	919	177	113	25	13	5	2	2	-	-	-	4,168
福岡	981	2,738	1,198	286	143	49	16	20	1	-	1	-	1	5,434
熊本	635	1,847	753	165	80	21	11	7	2	2	-	-	-	3,523
沖縄	102	373	306	104	80	13	11	5	-	-	-	-	-	994
合計	32,971	70,641	33,144	8,049	4,841	1,538	860	747	144	52	13	5	18	153,023

（注） この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を国税局別に示したものである。

2億円超～100億円超の相続税申告書：16,267件
 相続税の税務調査の件数：12,463件

出典：国税庁「統計情報」

II 相続税専門の税理士

国税局	申告書提出件数 ※1	登録税理士 ※2	1年あたりの申告件数
全 国	153,023件	79,887人	1.92件
札 幌	3,433件	1,854人	1.85件
仙 台	6,234件	2,484人	2.51件
関東信越	20,417件	7,499人	2.72件
東 京	51,734件	31,384人	1.65件
金 沢	3,194件	1,420人	2.25件
名 古 屋	22,086件	9,107人	2.43件
大 阪	24,210件	15,155人	1.60件
広 島	7,596件	3,187人	2.38件
高 松	4,168件	1,642人	2.54件
福 岡	5,434件	3,456人	1.57件
熊 本	3,523件	2,231人	1.58件
沖 縄	994件	468人	2.12件

※1 出典：国税庁「報道発表資料」

※2 出典：日本税理士会連合会「税理士登録者数」（令和4年3月末日現在）

© 税理士法人WEST BRAIN

II-2 相続税の調査事績

■相続税の調査事績

項目	令和2事務年度	平成30事務年度
調査件数	5,106件	12,463件
申告漏れ件数	4,475件	10,684件
申告漏れ割合	85.6%	85.7%
1件当たり申告漏れ課税価格	3,496万円	2,838万円
1件当たり申告漏れ税額	943万円	568万円
簡易な接触件数	13,634件	10,332件

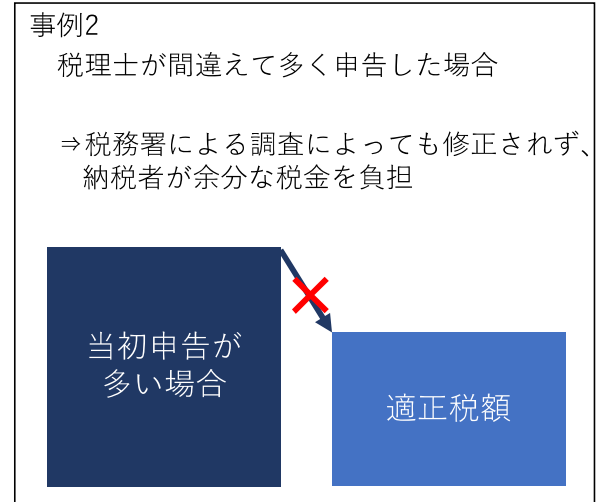
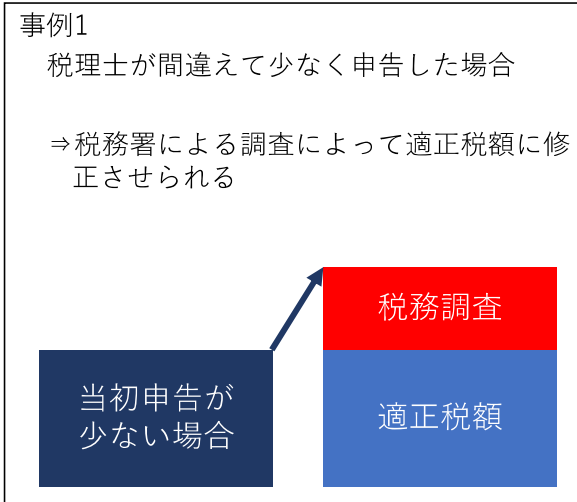
■申告漏れ相続財産の金額の構成比

	預貯金等	不動産	有価証券	その他	
構成比	30.1%	12.3%	16.1%	41.4%	100%

出典：国税庁「報道発表資料」

税務調査の指摘ポイントは
断然「名義預金」

■ 経験の少ない税理士が申告書を作成することが多いので間違いが多い

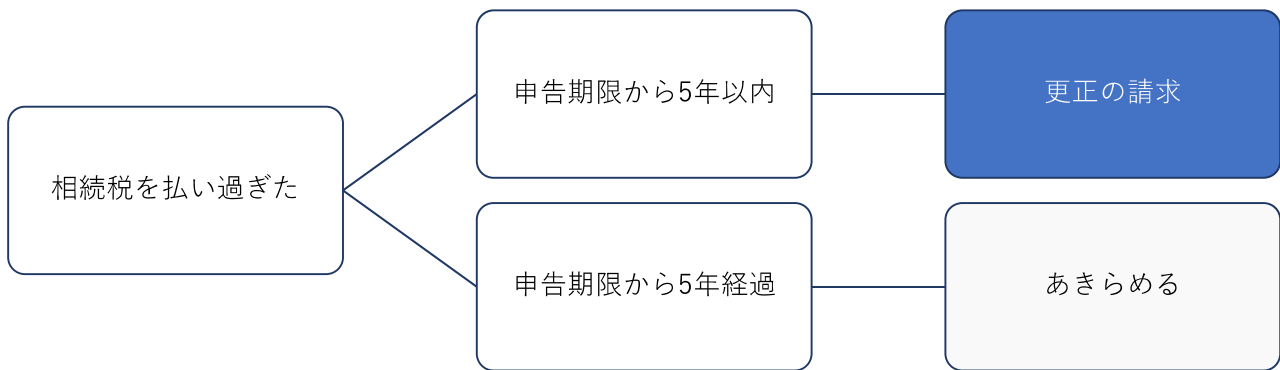


現在でも事例2の状態の申告書が沢山あります

■ 相続税の更正等による減差額

項目	令和2事務年度
更正(減)件数	6,281件
1件当たり減額された課税価額	1,992万円
1件当たり減額された税額	589万円

減額更正された件数だけでも相当な数なので、間違いに気づかない案件がもっとあるはず…



申告期限から5年以内なら相続税を取り戻すことができます。
相続税専門の税理士に依頼することをお勧めします。

■財産評価基本通達6項（この通達の定めにより難しい場合の評価）

この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

■本件各不動産の購入価格や評価額等

	甲不動産	乙不動産
購入価格* (借入額)	8億3,700万円 (6億3,000万円)	5億5,000万円 (4億2,500万円)
売却価格*	売却せず	5億1,500万円
通達評価額	約5億4万円	約1億3,366万円
鑑定評価額	7億5,400万円	5億1,900万円

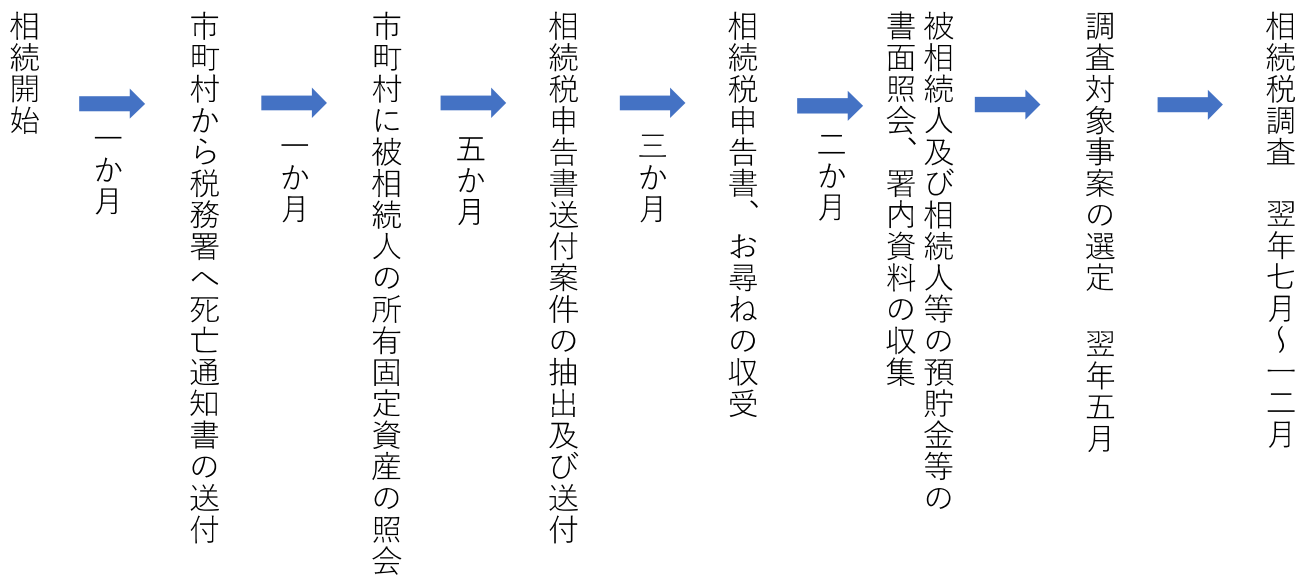
※ 購入は相続開始の約3年5か月前（甲不動産）と約2年6か月前（乙不動産）であり、このうち乙不動産の売却は相続開始の約9か月後である。

III 相続税の調査

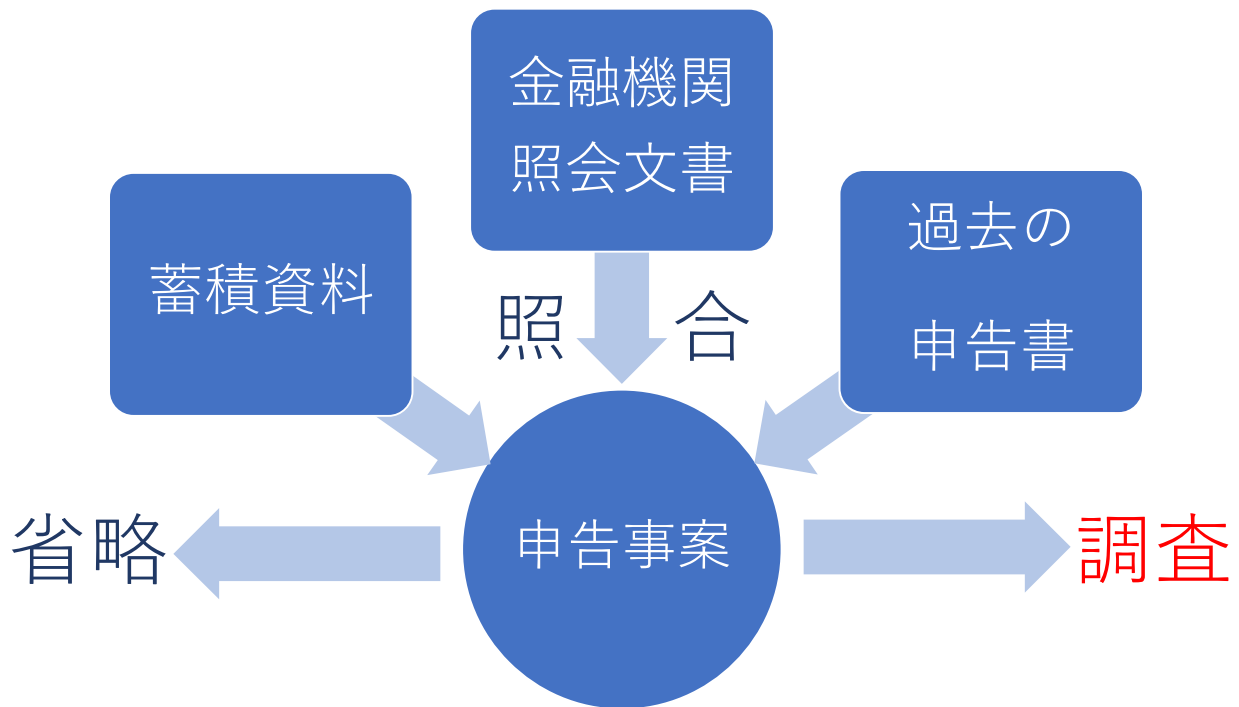
© 税理士法人WEST BRAIN



III-1 相続税調査までのスケジュール



© 税理士法人WEST BRAIN



© 税理士法人WEST BRAIN

19

III-3 税務署にある蓄積資料とは

■ 所得税申告書関係

- ・ 所得税申告書…源泉徴収票、生命保険料控除証明書、損害保険料控除証明書など
- ・ 財産債務調書
- ・ 譲渡所得の内訳書 等

■ 源泉徴収票、支払調書関係

- ・ 給与所得の源泉徴収票
- ・ 不動産の使用料等の支払調書
- ・ 利子等の支払調書
- ・ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- ・ 生命保険契約等の一時金の支払調書
- ・ 株式等の譲渡の対価の支払調書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 金地金等の譲渡の対価の支払調書
- ・ 国外送金等調書 等

■ その他の資料

- ・ 高額納税者名簿
- ・ EDINET
- ・ 新聞・雑誌の切り抜き 等

© 税理士法人WEST BRAIN

20

■聴取調査

- ① 被相続人や相続人の概況
- ② 財産の管理状況
- ③ 生前の収入状況等

■現況調査

- ① 高価な家庭用動産はないか
- ② ゴルフ大会のトロフィーが飾ってある
- ③ 金融機関のノベルティ
- ④ 金庫の中の確認
- ⑤ 預貯金通帳
- ⑥ 印影の採取
- ⑦ 認印の使用目的
- ⑧ 手帳、日記帳、家計簿、電話帳、名刺ファイル、年賀状ファイル、香典帳等
- ⑨ 貸金庫

Q&A 家族名義の財産は？

問： 父（被相続人）の財産を整理していたところ、家族名義の預金通帳が見つかりました。この家族名義の預金も相続税の申告に含める必要があるのでしょうか。

答： 名義にかかわらず、被相続人が取得等のための資金を拠出していたことなどから被相続人の財産と認められるものは相続税の課税対象となります。したがって、被相続人が購入（新築）した不動産でまだ登記をしていないものや、被相続人の預貯金、株式、公社債、貸付信託や証券投資信託の受益証券等で家族名義や無記名のものなども、相続税の申告に含める必要があります。

国税庁作成「相続税の申告のしかた」より抜粋

当然、申告していない金融資産の発見です
(預貯金、有価証券、名義預貯金、名義株等)